

社会福祉法人藤花幸寿会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立でき、職員全員が働きやすい環境を整えることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2023年6月1日～2028年5月31日までの5年間

2 内 容 子育てを行う労働者、高齢の両親の介護を行う労働者等、職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標 1. 改正育児・介護休業法に基づく育児休暇や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、介護休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知徹底を図る。

【対策】

2023年6月～ 事務局が中心となり、全職員を対象に就業規則、改正育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法について全体研修会等での説明を実施する。

目標 2. 託児室利用者の登録人数を増やす。※現状4人→8人

【対策】

2023年7月～ 託児室の活動内容を全職員に改めて周知し、利用促進を図る。

目標 3. 従業員全体の残業時間を月平均5時間以内とする。

【対策】

2023年7月～ 職員を増員し早期の充足を目指す。